



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新理事長挨拶 1

6月度理事会の概要 2

情 報

- ◎ 消防法の一部を改正する法律（法律第38号）
官報号外第139号、平成24年6月27日 4～7
- ◎ 第1種・第2種消防設備点検資格者（再）講習実施予定表
防火対象物点検資格者（再）講習実施予定表 8～15

事務局だより

・ 組合員情報・共済制度について・注文は今後もFAXで 16

理事長新任のご挨拶

永井 龍馬

去る5月の組合総会の理事長選挙を経て新たに理事長となりました
有限会社テック防災の永井龍馬と申します。

埼玉は熊谷の地で細々と生業を営み、現役で現場に出続けております。
理事長として皆様をグイグイ引っ張って行く力は持ち合わせていません
が、強力な理事さん方の力をお借りして、また、非力な一組合員の目線
でより有用な組合になるようチャレンジしてまいりますので、どうぞ
宜しくお願いします。

6 月度理事会議事録

開催日時： 平成24年6月27日（水）13時30～16時00分
開催場所： ルノアール飯田橋西口店・会議室
千代田区富士見2-2-6 今井ビル2階
出席役員数： 7人

（1）理事長挨拶

ご多用中参集いただきありがとうございます。
只今から6月度理事会を開催します。宜しくお願いします。

（2）議案の審議

第1号議案 組合新規加入の件（承認）
（株）カワカミ消防設備
代表取締役 川上治実
住所 戸田市笹目5-11-10

第2号議案 三役の確認の件（承認）

理事長 永井龍馬

副理事長 藤岡 久、広江隆一

専務理事 大塚浩二

第3号議案 各理事の役割分担（担当）の件

① 今年度の重要課題

・組合財政の健全化を図るため共同購買事業の改革・充実を図る必要がある。

② 関連事項（確認）

・研究部会について・・・理事会の諮問機関としての機能を持つ。

・開発について・・・開発対象は製品・商品だけでなく事業の
在り方等も含む。
青年部も堅実な活動を行っているので
連携を視野に入れる。

③ 組織及び担当は、添付別紙のとおり。

（5）その他：

次回理事会

日時 7月19日（木）

場所 区民センター3B

平成24年6月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
5月24日 (木)	5月度理事会 (東京ガーデンパレス会議室) 業務決裁 . . . 藤岡前副理事長 第45回通常総会 (東京ガーデンパレス) 理事会 (同上会議室) 組合ホームページ・リニューアル説明会 (東京ガーデンパレス) 懇親会 (同上)	
5月25日 (金)	東京第3支部会 (ニュー本郷) . . . 岡野事務局長 神奈川県防災消防協同組合・団体結成50周年記念祝賀会 . . . 永井理事長、岡野事務局長	
5月28日 (月)	業務決裁 . . . 広江前専務理事	
5月29日 (火)	業務決裁 . . . 藤岡前副理事長 (会社にて)	
6月 6日 (水)	業務決裁 . . . 広江専務理事	
6月 7日 (木)	日本火災報知機工業会・平成24年度功労者表彰 . . . 荻前理事長受賞	
6月 8日 (金)	業務決裁 . . . 藤岡前副理事長 (会社にて)	
6月14日 (木)	防排煙設備検討委員会 (第33回) . . . 広江前専務理事、岡野事務局長	
6月15日 (金)	経理指導 . . . 小出会計事務所	
6月22日 (金)	業務決裁 . . . 藤岡前副理事長 (会社にて) 青年部通常総会 (第7回) . . . 永井理事長	
6月25日 (月)	業務決裁 . . . 広江専務理事	
6月27日 (水)	6月度理事会 (ルノアール飯田橋会議室) 業務決裁 . . . 永井理事長 業務決裁 . . . 藤岡前副理事長	

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十八号

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項各号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第八条第一項中「を定め」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第八条の二第一項中「これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならない」を「政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「総務省令で定める事項」を「防火対象物について統括防火管理者に、「当該事項」を「統括防火管理者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「総務省令で定める事項」を「規定により統括防火管理者に、「当該事項を変更した」を「これを解任した」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権限を有する者が前条第一項の規定によりその権限に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に適合するものでなければならぬ。

第八条の二の二第一項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

第二十一条の二第三項中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、「個々の」を削り、「と同一であるかどうかについて」を「に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により」に改める。

第二十一条の六第一項第二号及び第二十一条の七中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第二十一条の八中「個別検定」を「型式適合検定」に、「と同一である」を「に適合している」に改め、同条に次の二項を加える。

協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人は、不正の手段によつて前項の型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。

前項の規定により合格の決定を取り消したときは、協会又は第二十一条の第三項の規定による登録を受けた法人は、遅滞なく、その旨を、理由を付して総務大臣に届け出るとともに、公示し、かつ、当該合格の決定を取り消された検定対象機械器具等に係る型式適合検定を受けた者に通知しなければならない。

第二十一条の九第一項中「前条」を「前条第一項」に、「個別検定」を「型式適合検定」に改める。
第二十一条の十及び第二十一条の十一中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。
第二十一条の十二中「検定対象機械器具等」の下に「第二十一条の八第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその型式適合検定の合格の決定が取り消されたもの若しくは」を加え、「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第二十一条の十四を削る。
第二十一条の十三第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十一条の十四とし、第二十一条の十二の次に次の一条を加える。

第二十一条の十三 総務大臣は、次の各号に掲げる事由により火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する販売業者等に対し、当該検定対象機械器具等の回収を図ることその他当該検定対象機械器具等が一定の形状等を有しないことによる火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 販売業者等が第二十一条の二第四項の規定に違反して、検定対象機械器具等を販売し、又は検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備を設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用したこと。

二 販売業者等が販売した検定対象機械器具等又は販売業者等が設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用した検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備について、型式適合検定の合格の決定が第二十一条の八第二項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により取り消されたこと。

第二十一条の十五及び第二十一条の十六中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第二十一条の十六の三第一項中「当該自主表示対象機械器具等」でその形状等が総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものに「を」を「自主表示対象機械器具等」について、その形状等が総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により検査を行い、その形状等が当該技術上の規格に適合する場合には、同条に次の一項を加える。

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、総務省令で定めるところにより、第一項の自主表示対象機械器具等の検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二十一条の十六の六第一項中「前条」を「前二条」に改め、第四章の二第二節同条を第二十一条の十六の七とし、第二十一条の十六の五の次に次の一条を加える。

第二十一条の十六の六 総務大臣は、販売業者等が第二十一条の十六の二の規定に違反して、自主表示対象機械器具等を販売し、又は自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備を設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用したことにより火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該販売業者等に対し、当該自主表示対象機械器具等の回収を図ることその他当該自主表示対象機械器具等が一定の形状等を有しないことによる火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の十七中「個別検定」を「型式適合検定（第二十一条の二第三項に規定する型式適合検定をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十一条の三十六第一項第二号中「第二十一条の八」を「第二十一条の八第一項に、「個別検定」を「型式適合検定」に改め、同項第六号中「消防の用に供する機械器具等の鑑定」を「依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価」に改める。
第二十一条の四十五中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。
第二十一条の四十六第一項第二号中「保有している」を「用いて当該業務を行うものである」に改める。

第三十二条第一項中「質問をする」を「質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求める」に改める。
第三十六条第一項後段を次のように改める。
この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	
政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
防火管理者	防火管理者
消防、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上	避難の訓練の実施その他防災管理上
第八条第二項及び第三項	
防火管理者	防火管理者
防火管理上	防火管理上
第八条第四項	
防火管理者	防火管理者
防火管理上	防火管理上
第八条の二第一項	
政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
防火管理上	防火管理上
防火管理者（統括防火管理者）	防火管理者（統括防火管理者）
統括防火管理者	統括防火管理者
消防、通報及び避難の訓練の実施	避難の訓練の実施
第八条の二第二項	
統括防火管理者	統括防火管理者
防火管理上	防火管理上
防火管理者に	防火管理者に
第八条の二第三項	
規定する防火管理者	規定する防火管理者
統括防火管理者	統括防火管理者

(登録検定機関の申請に関する経過措置)

第五条 新法第二十一条の三第一項の登録を受けようとする法人で新法第二十一条の四十六第一項の要件を満たしているものは、施行日前においても、その申請を行うことができる。新法第二十一条の五十一第一項の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律 (附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣 川端 達夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施予定表

(平成24年10月～12月期分)

受講地 (定員)	実施月日	講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
青森県 (各50人)	第1種 10月2・3・4日	青森国際ホテル 青森市新町1-6-18	(社)青森県消防設備保守協会 ☎030-0822 青森市中央3-20-12 青森県警察本部 交通管制センター内 ☎017-732-5100	9月4日～18日 (持参又は郵送)
	第2種 10月9・10・11日			
秋田県 (各90人)	第1種 10月16・17・18日	ルポール みずほ 秋田市山王4-2-12	(社)秋田県消防設備保守協会 ☎010-0001 秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内 ☎018-835-5880	9月12日～26日 (持参又は郵送)
	第2種 10月23・24・25日			
群馬県 (各50人)	第1種 11月6・7・8日	群馬県公社総合ビル 前橋市大渡町1-10-7	(一社)群馬県消防設備協会 ☎371-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル内 ☎027-210-8222	10月1日～12日 (持参又は郵送)
	第2種 11月13・14・15日			
千葉県 (各130人)	第1種 11月7・8・9日	千葉県自治会館 千葉市中央区中央 4-17-8	(社)千葉県消防設備協会 ☎260-0801 千葉市中央区 仁戸名町666-2 消防会館内 ☎043-268-6033	10月9日～12日 (郵送のみ)
	第2種 11月12・13・14日			
東京都 (各180人)	第1種 12月3・4・5日	マツダ八重洲通ビル 9階大ホール 中央区八丁堀1-10-7	(公財)東京防災救急協会 ☎101-0041 千代田区神田須田町 1-34-4 神田グロウビル1階 ☎03-5295-3080	10月9日～12日 (持参又は郵送)
	第2種 12月10・11・12日			
神奈川県 (各150人)	第1種 11月27・28・29日	神奈川県電気工事会館 横浜市中区三吉町4-1	(財)神奈川県消防設備安全協会 ☎231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター4階408号室 ☎045-201-1908	10月19日 ～11月2日 (持参又は郵送)
	第2種 12月12・13・14日			
石川県 (各64人)	第1種 10月10・11・12日	石川県地場産業 振興センター 金沢市鞍月2-1	(社)石川県消防設備協会 ☎921-8043 金沢市西泉5-93 石川県浄化槽会館2階 ☎076-242-2882	9月7日～18日 (持参又は郵送)
	第2種 10月16・17・18日			
愛知県 (各100人)	第1種 11月27・28・29日	愛知県産業労働センター (ウイंकあいち) 小ホール1 名古屋市市中村区名駅 4-4-38	(財)愛知県消防設備安全協会 ☎461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 愛知県白壁庁舎内 ☎052-962-0707	10月15日～22日 (持参又は郵送)
	第2種 12月4・5・6日			
大阪府 (各150人)	第1種 10月15・16・17日	たかつガーデン (大阪府教育会館) 大阪市天王寺区 東高津町7-11	(財)大阪府消防設備協会 ☎540-0032 大阪府中央区天満橋 京町2-13 ワキタ天満橋ビル内 ☎06-6943-7654	8月20日 ～9月3日 (持参又は郵送)
	第2種 10月29・30・31日			
奈良県 (各120人)	第1種 12月5・6・7日	奈良県中小企業会館 奈良市登大路町38-1	(社)奈良県防災安全協会 ☎630-8301 奈良市高畑町1116-6 なら土連会館 ☎0742-22-2119	11月5日～16日 (持参又は郵送)
	第2種 12月12・13・14日			
和歌山県 (各60人)	第1種 12月5・6・7日	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ 和歌山市北出島 1-5-47	(公財)和歌山県消防設備保守協会 ☎640-8249 和歌山市雑賀屋町52 南方ビル3階 ☎073-402-2657	10月1日～12日 (持参又は郵送)
	第2種 12月12・13・14日			

受講地 (定員)	実施月日	講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
徳島県 (各60人)	第1種 11月20・21・22日	徳島県JA会館 (本館8F2号室) 徳島市北佐古一番町 5-12	(財)徳島県消防設備保守協会 ☎770-0939 徳島市かちどき橋 1-41 徳島県林業センター4階 ☎088-622-0140	10月1日～15日 (持参又は郵送)
	第2種 11月27・28・29日			
愛媛県 (各90人)	第1種 10月23・24・25日	愛媛県水産会館 松山市二番町4-6-2	(財)愛媛県消防設備保守協会 ☎790-0002 松山市二番町 4-4-4 愛媛県建設会館内 ☎089-933-1085	9月24日 ～10月5日 (持参又は郵送)
	第2種 11月7・8・9日			
鹿児島県 (各100人)	第1種 10月10・11・12日	かごしま県民 交流センター 鹿児島市山下町14-50	(社)鹿児島県消防設備安全協会 ☎892-0854 鹿児島市長田町1-16 NSビル3階 ☎099-226-1780	9月10日～25日 (持参又は郵送)
	第2種 10月24・25・26日			

(公財)：公益財団法人、(一財)：一般財団法人、(公社)：公益社団法人、(一社)：一般社団法人

注1. 受講申請書類は、この予定表の「申請書提出先」へ提出してください。

2. 申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、申請期間内において早めに申請してください。

3. 受講申請書類を直接「申請書提出先」に持参する場合の受付事務は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付事務を行いません。

4. 郵送の場合、消印有効です。

第1種消防設備点検資格者再講習実施予定表

(平成24年10月～12月期分)

受講地 (定員)	実施月日	再講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
北海道 (各240人)	10月2日	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7	(一社)北海道消防設備協会 ☎060-0004 札幌市中央区北4条 西5丁目1番地4 三井生命札幌共同ビル3階 ☎011-205-5951	8月16日～31日 (持参又は郵送)
	10月4日			
青森県 (110人)	11月27日	青森国際ホテル 青森市新町1-6-18	(社)青森県消防設備保守協会 ☎030-0822 青森市中央3-20-12 青森県警察本部 交通管制センター内 ☎017-732-5100	10月5日～22日 (持参又は郵送)
千葉県 (各130人)	10月23日	千葉県自治会館 千葉市中央区中央 4-17-8	(社)千葉県消防設備協会 ☎260-0801 千葉市中央区 仁戸名町666-2 消防会館内 ☎043-268-6033	9月10日～14日 (郵送のみ)
	12月6日			10月29日～ 11月2日 (郵送のみ)
東京都 (各180人)	10月3日	マツダ八重洲通ビル 9階大ホール 中央区八丁堀1-10-7	(公財)東京防災救急協会 ☎101-0041 千代田区神田須田町 1-34-4 神田グロウビル1階 ☎03-5295-3080	8月13日～17日 (持参又は郵送)
	10月12日			8月20日～24日 (持参又は郵送)
	10月30日			9月10日～14日 (持参又は郵送)
	11月12日			10月1日～5日 (持参又は郵送)
	11月28日			10月9日～12日 (持参又は郵送)
	12月13日			10月29日～ 11月2日 (持参又は郵送)
富山県 (100人)	12月4日	富山県市町村会館 富山市下野995-3	(財)富山県消防設備保守協会 ☎939-8201 富山市花園町4-5-20 富山県防災センター内 ☎076-422-1135	10月15日～31日 (持参又は郵送)
石川県 (64人)	11月27日	石川県地場産業振興 センター 金沢市鞍月2-1	(社)石川県消防設備協会 ☎921-8043 金沢市西泉5-93 石川県浄化槽会館2階 ☎076-242-2882	10月15日～25日 (郵送のみ)
愛知県 (各170人)	11月1日	愛知県女性総合センター (ウィルあいち)大会議室 名古屋市東区上堅杉町1	(財)愛知県消防設備安全協会 ☎461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 愛知県白壁庁舎内 ☎052-962-0707	9月20日～27日 (持参又は郵送)
	11月6日			
大阪府 (各150人)	10月2日	たかつガーデン (大阪府教育会館) 大阪市天王寺区 東高津町7-11	(財)大阪府消防設備協会 ☎540-0032 大阪市中央区天満橋 京町2-13 ワキタ天満橋ビル内 ☎06-6943-7654	8月17日～29日 (持参又は郵送)
	10月4日			10月5日～18日 (持参又は郵送)
	11月28日			
	12月5日			
奈良県 (120人)	11月12日	奈良県中小企業会館 奈良市登大路町38-1	(社)奈良県防災安全協会 ☎630-8301 奈良市高畑町1116-6 なら土連会館 ☎0742-22-2119	9月11日～21日 (持参又は郵送)
島根県 (100人)	11月27日	くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1	(社)島根県消防設備協会 ☎690-8501 松江市殿町1 島根県庁舎内 ☎0852-22-6828	10月1日～25日 (持参又は郵送)

受講地 (定員)	実施月日	再講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
山口県 (144人)	11月8日	カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会館) 山口市湯田温泉5-1-1	(財)山口県消防設備協会 ☎753-0821 山口市葵2-5-69 山口県葵庁舎2階 ☎083-923-7778	9月5日～19日 (持参又は郵送)
愛媛県 (150人)	11月14日	松山市総合 コミュニティセンター 松山市湊町7-5	(財)愛媛県消防設備保守協会 ☎790-0002 松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内 ☎089-933-1085	9月24日 ～10月5日 (持参又は郵送)
長崎県 (70人)	11月8日	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	(一財)長崎県消防設備協会 ☎850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階 ☎095-827-4756	9月18日 ～10月4日 (持参又は郵送)
鹿児島県 (100人)	11月13日	かごしま県民交流 センター 鹿児島市山下町14-50	(社)鹿児島県消防設備安全協会 ☎892-0854 鹿児島市長田町1-16 NSビル3階 ☎099-226-1780	9月10日 ～10月5日 (持参又は郵送)

(公財): 公益財団法人、(一財): 一般財団法人、(公社): 公益社団法人、(一社): 一般社団法人

注1. 受講申請書類は、この予定表の「申請書提出先」へ提出してください。

2. 申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、申請期間内において早めに申請してください。

3. 受講申請書類を直接「申請書提出先」に持参する場合の受付事務は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付事務を行いません。

4. 郵送の場合、消印有効です。

＝受講者の皆様へ＝

免状有効期限の日が平成24年4月1日以降の場合、その有効期限の日は平成25年3月31日までとなります。

この期限までに再講習の受講が義務付けられていますので、再講習実施予定表(10～12月期)及び年間予定表において再講習の受講をお考えください。

なお、年度末に実施する再講習につきましては、受講申請が集中し、早期に締め切る場合がありますので、早めの受講をお願いいたします。

※ 再講習受講案内P1「受講対象者」欄参照

※ 再講習受講期限の延長については、再講習受講案内P2「再講習受講期限の延長」欄参照

第2種消防設備点検資格者再講習実施予定表

(平成24年10月～12月期分)

受講地 (定員)	実施月日	再講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
北海道 (各240人)	10月3日	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7	(一社)北海道消防設備協会 ☎060-0004 札幌市中央区北4条 西5丁目1番地4 三井生命札幌共同ビル3階 ☎011-205-5951	8月16日～31日 (持参又は郵送)
	10月5日			
青森県 (110人)	11月28日	青森国際ホテル 青森市新町1-6-18	(社)青森県消防設備保守協会 ☎030-0822 青森市中央3-20-12 青森県警察本部 交通管制センター内 ☎017-732-5100	10月5日～22日 (持参又は郵送)
千葉県 (各130人)	10月24日	千葉県自治会館 千葉市中央区中央 4-17-8	(社)千葉県消防設備協会 ☎260-0801 千葉市中央区 仁戸名町666-2 消防会館内 ☎043-268-6033	9月10日～14日 (郵送のみ)
	12月7日			10月29日～ 11月2日 (郵送のみ)
東京都 (各180人)	10月5日	マツダ八重洲通ビル 9階大ホール 中央区八丁堀1-10-7	(公財)東京防災救急協会 ☎101-0041 千代田区神田須田町 1-34-4 神田グロウビル1階 ☎03-5295-3080	8月13日～17日 (持参又は郵送)
	10月15日			8月20日～24日 (持参又は郵送)
	10月31日			9月10日～14日 (持参又は郵送)
	11月14日			10月1日～5日 (持参又は郵送)
	11月29日			10月9日～12日 (持参又は郵送)
	12月14日			10月29日～ 11月2日 (持参又は郵送)
富山県 (100人)	12月5日	富山県市町村会館 富山市下野995-3	(財)富山県消防設備保守協会 ☎939-8201 富山市花園町4-5-20 富山県防災センター内 ☎076-422-1135	10月15日～31日 (持参又は郵送)
石川県 (64人)	11月28日	石川県地場産業振興 センター 金沢市鞍月2-1	(社)石川県消防設備協会 ☎921-8043 金沢市西泉5-93 石川県浄化槽会館2階 ☎076-242-2882	10月15日～25日 (郵送のみ)
愛知県 (各170人)	11月2日	愛知県女性総合センター (ウィルあいち)大会議室 名古屋市東区上堅杉町1	(財)愛知県消防設備安全協会 ☎461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 愛知県白壁庁舎内 ☎052-962-0707	9月20日～27日 (持参又は郵送)
	11月7日			
大阪府 (各150人)	10月3日	たかつガーデン (大阪府教育会館) 大阪市天王寺区 東高津町7-11	(財)大阪府消防設備協会 ☎540-0032 大阪市中央区天満橋 京町2-13 フキタ天満橋ビル内 ☎06-6943-7654	8月17日～29日 (持参又は郵送)
	10月5日			10月5日～18日 (持参又は郵送)
	11月29日			
	12月6日			
奈良県 (120人)	11月13日	奈良県中小企業会館 奈良市登大路町38-1	(社)奈良県防災安全協会 ☎630-8301 奈良市高畑町1116-6 なら土連会館 ☎0742-22-2119	9月11日～21日 (持参又は郵送)
島根県 (100人)	11月28日	くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1	(社)島根県消防設備協会 ☎690-8501 松江市殿町1 島根県庁舎内 ☎0852-22-6828	10月1日～25日 (持参又は郵送)

受講地 (定員)	実施月日	再講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
山口県 (144人)	11月9日	カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会館) 山口市湯田温泉5-1-1	(財)山口県消防設備協会 ☎753-0821 山口市葵2-5-69 山口県葵庁舎2階 ☎083-923-7778	9月5日～19日 (持参又は郵送)
愛媛県 (150人)	11月15日	松山市総合 コミュニティセンター 松山市湊町7-5	(財)愛媛県消防設備保守協会 ☎790-0002 松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内 ☎089-933-1085	9月24日 ～10月5日 (持参又は郵送)
長崎県 (70人)	11月9日	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6	(一財)長崎県消防設備協会 ☎850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階 ☎095-827-4756	9月18日 ～10月4日 (持参又は郵送)
鹿児島県 (100人)	11月14日	かごしま県民交流 センター 鹿児島市山下町14-50	(社)鹿児島県消防設備安全協会 ☎892-0854 鹿児島市長田町1-16 NSビル3階 ☎099-226-1780	9月10日 ～10月5日 (持参又は郵送)

(公財)：公益財団法人、(一財)：一般財団法人、(公社)：公益社団法人、(一社)：一般社団法人

- 注1. 受講申請書類は、この予定表の「申請書提出先」へ提出してください。
2. 申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、申請期間内において早めに申請してください。
3. 受講申請書類を直接「申請書提出先」に持参する場合の受付事務は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に行います。
なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付事務を行いません。
4. 郵送の場合、消印有効です。

＝受講者の皆様へ＝

免状有効期限の日が平成24年4月1日以降の場合、その有効期限の日が平成25年3月31日までとなります。
この期限までに再講習の受講が義務付けられていますので、再講習実施予定表(10～12月期)及び年間予定表において再講習の受講をお考えください。
なお、年度末に実施する再講習につきましては、受講申請が集中し、早期に締め切る場合がありますので、早めの受講をお願いいたします。

※ 再講習受講案内P1「受講対象者」欄参照

※ 再講習受講期限の延長については、再講習受講案内P2「再講習受講期限の延長」欄参照

防火対象物点検資格者講習実施予定表

(平成24年10月～12月期分)

受講地 (定員)	実施月日	講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
宮城県 (50人)	10月2日～5日	フォレスト仙台ビル 仙台市青葉区柏木 1-2-45	(公社)仙台市防災安全協会 ☎981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台ビル3階 ☎022-271-1211	8月20日～31日 (持参又は郵送)
埼玉県 (60人)	10月15日～18日	埼玉県農業共済会館 さいたま市大宮区 北袋町1-340	(社)さいたま市防火安全協会 ☎330-0834 さいたま市大宮区天沼町1-893 さいたま市防災センター内 ☎048-640-3011	8月1日～13日 (持参又は郵送)
東京都 (100人)	12月17日～20日	マツダ八重洲通ビル 9階大ホール 中央区八丁堀1-10-7	(公財)東京防災救急協会 ☎101-0041 千代田区神田須田町1-34-4 神田グロウビル1階 ☎03-5295-3080	10月29日 ～11月7日 (持参又は郵送)
愛知県 (50人)	11月6日～9日	防火管理研修センター 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ6階	(財)日本消防設備安全センター 業務部名古屋事務室 ☎460-0008 名古屋市中区栄1-22-16 ミナミ栄ビル510 ☎052-218-5075	9月3日～14日 (郵送のみ)

(公財)：公益財団法人、(一財)：一般財団法人、(公社)：公益社団法人、(一社)：一般社団法人

- 注1. 受講申請書類は、この予定表の「申請書提出先」へ提出してください。
2. 申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、申請期間内において早めに申請してください。
3. 受講申請書類を直接「申請書提出先」に持参する場合の受付事務は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に行います。
なお、土曜日、日曜日及び祝祭日には、受付事務を行いません。
4. 郵送の場合、消印有効です。

防火対象物点検資格者再講習実施予定表

(平成24年10月～12月期分)

受講地 (定員)	実施月日	再講習会場	申請書提出先	申請期間 (申請方法)
宮城県 (50人)	12月14日	フォレスト仙台ビル 仙台市青葉区柏木 1-2-45	(公社) 仙台市防災安全協会 ☎981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台ビル3階 ☎022-271-1211	10月29日 ～11月9日 (持参又は郵送)
埼玉県 (60人)	10月30日	埼玉県農業共済会館 さいたま市大宮区北袋町 1-340	(社)さいたま市防火安全協会 ☎330-0834 さいたま市大宮区天沼町1-893 さいたま市防災センター内 ☎048-640-3011	8月20日～31日 (持参又は郵送)
東京都 (100人)	10月22日	マツダ八重洲通ビル 9階大ホール 中央区八丁堀1-10-7	(公財)東京防災救急協会 ☎101-0041 千代田区神田須田町1-34-4 神田グロウビル1階 ☎03-5295-3080	8月28日 ～9月6日 (持参又は郵送)
神奈川県 (50人)	12月7日	川崎市中原消防署 4階講堂 川崎市中原区新丸子東 3-1175-1	(財)川崎市消防防災指導公社 ☎210-0846 川崎市川崎区小田7-3-1 ☎044-366-8721	10月15日 ～11月2日 (持参又は郵送)
愛知県 (50人)	10月12日	防火管理研修センター 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ6階	(財)日本消防設備安全センター 業務部名古屋事務室 ☎460-0008 名古屋市中区栄1-22-16 ミナミ栄ビル510 ☎052-218-5075	8月13日～24日 (郵送のみ)
大阪府 (100人)	11月15日	大阪市立阿倍野 防災センター (あべのフォルサ3階) 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-13-23	(財)大阪市消防振興協会 事業課講習係 ☎550-0002 大阪市西区江戸堀1-24-18 ☎06-6459-1500	9月28日 ～10月12日 (持参又は郵送)
兵庫県 (120人)	10月25日	神戸市防災 コミュニティセンター 神戸市長田区北町 3-4-8	(一財)神戸市都市整備公社 防災講習センター ☎651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル2階 ☎078-291-9870	8月13日 ～9月10日 (持参又は郵送)
福岡県 (150人)	11月28日	福岡市民防災センター 福岡市早良区百道浜 1-3-3	(財)福岡市防災協会 ☎814-0001 福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター内 ☎092-847-5990	10月5日～19日 (持参又は郵送)

(公財)：公益財団法人、(一財)：一般財団法人、(公社)：公益社団法人、(一社)：一般社団法人

- 注1. 受講申請書類は、この予定表の「申請書提出先」へ提出してください。
 2. 申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、申請期間内において早めに申請してください。
 3. 受講申請書類を直接「申請書提出先」に持参する場合の受付事務は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に行います。
 なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付事務を行いません。
 4. 郵送の場合、消印有効です。

＝受講者の皆様へ＝

免状有効期限の日が平成24年4月1日以降の場合、その有効期限の日は平成25年3月31日までとなります。
 この期限までに再講習の受講が義務付けられていますので、再講習実施予定表(10～12月期)及び年間予定表において再講習の受講をお考えください。
 なお、年度末に実施する再講習につきましては、受講申請が集中し、早期に締め切る場合がありますので、早めの受講をお願いいたします。

- ※ 再講習受講案内P1「受講対象者」欄参照
 ※ 再講習受講期限の延長については、再講習受講案内P2「再講習受講期限の延長」欄参照

事務局だより

◎組合事務局夏季休暇は次の通りです。よろしくお願いします。

8月13日(月)～15日(水)

◎ 組合新規加入

(株) カワカミ消防設備 代表取締役 川上治実

住所 〒335-0034

埼玉県戸田市笹目5-11-10

電話 048-449-7555

FAX 048-485-9668

住所移転

(株) ワールド

新住所 〒173-0025

東京都板橋区熊野町39-7

電話 03-3958-1119

FAX 03-3958-1117

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。